

調整方針（案）

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
 - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老濟」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
 - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

合併前	合併後
観音寺市観音寺町	観音寺市観音寺町
観音寺市有明町	観音寺市有明町
観音寺市八幡町一丁目	観音寺市八幡町一丁目
観音寺市八幡町二丁目	観音寺市八幡町二丁目
観音寺市八幡町三丁目	観音寺市八幡町三丁目
観音寺市三本松町一丁目	観音寺市三本松町一丁目
観音寺市三本松町二丁目	観音寺市三本松町二丁目
観音寺市三本松町三丁目	観音寺市三本松町三丁目
観音寺市三本松町四丁目	観音寺市三本松町四丁目
観音寺市琴浪町一丁目	観音寺市琴浪町一丁目
観音寺市琴浪町二丁目	観音寺市琴浪町二丁目
観音寺市瀬戸町一丁目	観音寺市瀬戸町一丁目
観音寺市瀬戸町二丁目	観音寺市瀬戸町二丁目
観音寺市瀬戸町三丁目	観音寺市瀬戸町三丁目
観音寺市瀬戸町四丁目	観音寺市瀬戸町四丁目

合併前	合併後
観音寺市昭和町一丁目	観音寺市昭和町一丁目
観音寺市昭和町二丁目	観音寺市昭和町二丁目
観音寺市昭和町三丁目	観音寺市昭和町三丁目
観音寺市坂本町一丁目	観音寺市坂本町一丁目
観音寺市坂本町二丁目	観音寺市坂本町二丁目
観音寺市坂本町三丁目	観音寺市坂本町三丁目
観音寺市坂本町四丁目	観音寺市坂本町四丁目
観音寺市坂本町五丁目	観音寺市坂本町五丁目
観音寺市坂本町六丁目	観音寺市坂本町六丁目
観音寺市坂本町七丁目	観音寺市坂本町七丁目
観音寺市天神町一丁目	観音寺市天神町一丁目
観音寺市天神町二丁目	観音寺市天神町二丁目
観音寺市天神町三丁目	観音寺市天神町三丁目
観音寺市高屋町	観音寺市高屋町
観音寺市室本町	観音寺市室本町
観音寺市流岡町	観音寺市流岡町
観音寺市村黒町	観音寺市村黒町
観音寺市植田町	観音寺市植田町
観音寺市出作町	観音寺市出作町
観音寺市柞田町	観音寺市柞田町
観音寺市木之郷町	観音寺市木之郷町
観音寺市新田町	観音寺市新田町
観音寺市原町	観音寺市原町

合併前	合併後
観音寺市池之尻町	観音寺市池之尻町
観音寺市粟井町	観音寺市粟井町
観音寺市中田井町	観音寺市中田井町
観音寺市本大町	観音寺市本大町
観音寺市古川町	観音寺市古川町
観音寺市吉岡町	観音寺市吉岡町
観音寺市伊吹町	観音寺市伊吹町
三豊郡大野原町大字五郷海老濟	観音寺市大野原町海老濟
三豊郡大野原町大字五郷有木	観音寺市大野原町有木
三豊郡大野原町大字五郷田野々	観音寺市大野原町田野々
三豊郡大野原町大字五郷内野々	観音寺市大野原町内野々
三豊郡大野原町大字五郷井関	観音寺市大野原町井関
三豊郡大野原町大字萩原	観音寺市大野原町萩原
三豊郡大野原町大字大野原	観音寺市大野原町大野原
三豊郡大野原町大字花稻	観音寺市大野原町花稻
三豊郡大野原町大字中姫	観音寺市大野原町中姫
三豊郡大野原町大字丸井	観音寺市大野原町丸井
三豊郡大野原町大字福田原	観音寺市大野原町福田原
三豊郡大野原町大字青岡	観音寺市大野原町青岡
三豊郡豊浜町大字和田浜	観音寺市豊浜町和田浜
三豊郡豊浜町大字姫浜	観音寺市豊浜町姫浜
三豊郡豊浜町大字和田	観音寺市豊浜町和田
三豊郡豊浜町大字箕浦	観音寺市豊浜町箕浦

1 町名・字名に関する実際の変更手続

既に設置されている法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

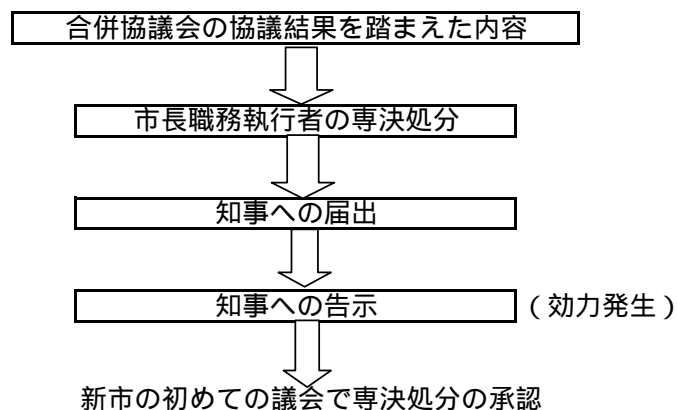
町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第 260 条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合」は、市町長が当該市町議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「市町長の提案」「市町議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間では住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまふ。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に市長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続きは、合併前に当該区域の属する関係市町の議会で議決を経て、知事に届けでも可能。)

合併時の変更手続の流れ



(注) 住居表示に関する法律第 5 条の 2 に基づく手続きの適用については、従前の表示と異なる表示となることによる住民の理解の問題、表示区域の設定の問題、法的な変更手続に要する時間的な問題等により、今回の合併と同時の適用には無理があると思われるため、地方自治法第 260 条の規定による変更手続で対応することとなるであろう。なお、住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施については、新市発足後、新市において必要に応じて検討することとすべきである。

【参考事項】

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6行政実例)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9行政実例)

市の廃置分合に際し、旧市町の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続きは不要である。
(30.3.30行政実例)

【手続不要の例】

郡 町
郡 町大字

市
市大字

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡 町
郡 町大字

市 町
市 町

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続が必要である。

町とは、自治体としての「町」ではなく、市町の区域内の一定の区域としての「町」を意味する。

2 住所の表示変更により必要とされる主な手続等について(先進地参考事例)

[住民票、戸籍、印鑑登録証、老人保健医療受給者証、国民健康保険証、国民年金手帳]

新市において職権により変更しますので、合併時において、変更手続を行う必要なし。

[保育所、学校などへの住所変更手続]

公立については、住所変更の必要なし。国立、私立については、学校等によって異なる。

[原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識交付証明書]

住所変更の手続は必要なし。

[自動車運転免許証]

合併時に住所変更の手続は必要なし。(更新時に変更)

[不動産(土地登記簿・建物登記簿等)の所在]

所在変更の手続は必要なし。

[不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者の住所]

所有者、権利者の住所については、合併前の町名・字名を、合併後の市名・町名とみなし読み替える規定があるので、住所変更の手続は必要なし。

[商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所の所在地と役員の住所]

事務所の所在地については、法務局が職権で所在地変更登記を行う。役員の住所については、合併前の町名・字名を、合併後の市名・町名とみなし読み替える規定があるので、住所変更の手続は必要なし。

[預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード]

一般的には、住所変更の手続は必要ないが、詳細については、各関係機関に確認が必要。

3 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）
（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（郡の区域）

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

5 第1項乃至第3項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

関連法令条文

住民基本台帳法施行令第12条第2項（職権による住民票の記載等）

不動産登記法第59条（不動産所有者の住所関係）

登録免許税法第5条、同法施行規則第1条（変更登記申請関係）

商業登記法第26条（商業登記・法人登記の役員の住所関係）

4 先進地事例

団体名	合併期日	調 整 方 針
柳川市・大和町・三橋町 合併協議会 (福岡県)	H17.3.21 (予定)	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 「大字 (従来の名称)」中「大字」を削除する。 (2) 「柳川市大字」を「柳川市」とする。 「山門郡大和町大字」を「柳川市大和町」とする。 「山門郡三橋町大字」を「柳川市三橋町」とする。
丸亀市・綾歌郡・飯山町 合併協議会 (香川県)	H17.3.22 (予定)	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、丸亀市においては、現行のとおりとし、綾歌町及び飯山町においては、「綾歌郡」を「丸亀市」に置き換え、続けて現行の町名、字名を表記する。
西条市・東予市・丹原町・ 小松町合併協議会 (愛媛県)	H16.11.1 (予定)	(1) 西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 (2) 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「西条市丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。 (3) 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「西条市小松町」に置き換え、現在字名を継承する。
大洲喜多合併協議会 (愛媛県)	H17.1.11 (予定)	1 大洲市については、現行のとおりとする。 2 長浜町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。ただし、一部の地域については、「喜多郡長浜町」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。 3 肱川町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。 4 河辺村については、「喜多郡」を「大洲市」に、「村」を「町」に置き換え、「大字」を省き表示する。